

# 小山工業高等専門学校広報戦略室規程

制 定 平成 26 年 11 月 12 日

最終改正 令和 3 年 2 月 10 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本校広報戦略室（以下「広報戦略室」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 広報戦略室は、広報全般の整備及び充実を図り、広報を積極的かつ戦略的に遂行することを目的とする。

## (業務)

第 3 条 広報戦略室は次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 広報戦略の立案及び実行に関すること。
- 二 広報全般(入試広報及び就職広報を含む。)の企画及び制作に関すること。
- 三 広報誌の立案、編集及び発行に関すること。
- 四 学校ホームページの管理及び運用に関すること。
- 五 報道関係機関への情報提供及び連携に関すること。
- 六 その他広報活動に関すること。

## (組織)

第 4 条 広報戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総務主事
  - 二 教務主事補，学生主事補，寮務主事補，研究主事補 各 1 名
  - 三 地域イノベーションサポートセンターの副センター長 1 名
  - 四 情報科学教育研究センターの情報ネットワーク室長
  - 五 事務部長
  - 六 総務課長及び学生課長
  - 七 技術室の技術職員 1 名
  - 八 その他校長が必要と認める者
- 2 広報戦略室に室長を置き、総務主事をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

## (専門部会)

第 5 条 広報戦略室に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、室長が別に定める。

## (事務)

第 6 条 広報戦略室の事務は、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

## (雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、広報戦略室について必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校広報規程（平成 22 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。